

環状メチルホスホン酸メチル（エステル）混合物の化学兵器禁止法における届出に係る取扱いの変更について

平成 26 年 1 2 月  
経済産業省 製造産業局  
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

現在、衣類等の難燃剤として使用されている以下の(1)、(2)の物質は、通常、(3)混合された状態で使用されています。(いずれも化学兵器禁止条約化学物質附属書表 2B 剤)

(1)

(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl methyl methylphosphonate

CAS 番号：41203-81-0（右上図）

(2)

Bis[(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl] methyl methylphosphonate

CAS 番号：42595-45-9

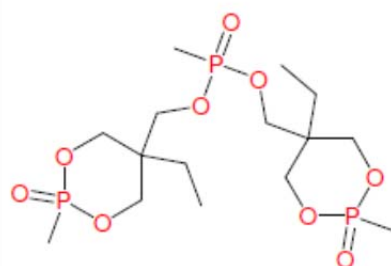
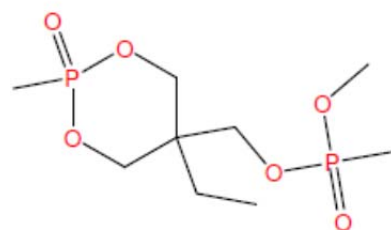
（右下図）

(3) Mixture of

(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl methyl methylphosphonate(CAS RN 41203-81-0) and

Bis[(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl] methyl methylphosphonate(CAS RN 42595-45-9)

CAS 番号：170836-68-7



これまで我が国においては、(3)の混合物を含む製品中に存在する(1)の物質の割合又は(2)の物質の割合が30%を超えるものについて、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成7年通商産業省令第40号）第18条第1項及び第21条第1項に基づき、(1)又は(2)の物質の純分換算数量を届出・申告することとしておりました。

しかしながら、最近になり、化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局から、純分換算をした個別物質での申告では、表2B剤同士の混合物を純分換算することによって一方の物質がしきい値以下となって所在が分からない状態となり、また、移譲不整合（他国における輸出入の申告内容との不整合）等を引き起こす可能性もあることから、今後は混合物として申告をしてほしいとの依頼がありました。我が国としては、このようなOPCWの依頼に

基づき、今後は混合物の数量で OPCW に対して申告をすることといたします。

つきましては、今後の届出、申告は、上記(3)の混合物の純分換算をすることで数量を申告ください（具体例は下記参照）。また、この方法により届出、申告を行うことに伴い、申告しきい値（製造等／使用は1トン。ただし、輸出入はしきい値なし。）を超えることとなる事業者は、新たに届出、申告をしていただくようお願いいたします。

【具体例：製品の組成が(1)の物質 3.2 トン、(2)の物質 0.8 トン、表剤以外の物質 1.0 トンの製品を使用している場合】

この場合、(1)の物質の濃度は 64%、(2)の物質の濃度は 16%となります。

●これまでの届出、申告をすべき物質

製品中の個別の物質が 1 トン超かつ 30%超である「(1)の物質」を届け出る必要があります。（「(2)の物質」は届出の必要はありません。）

●今後、届出、申告をすべき物質

製品中の混合物は、重量 4.0 トン（=3.2 トン+0.8 トン）、濃度 80%（=（3.2 トン+0.8 トン）／5.0 トン）となります。製品中の混合物の総和として、1 トン超かつ濃度 30%超となりますので、「(3)の混合物」で届出をすることになります。